

第三次すみだ環境の共創プラン策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

区の環境基本計画である「第二次すみだ環境の共創プラン」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、社会情勢や今日的な課題等を見据え、環境施策のさらなる推進を図ることを目的に、新たな環境基本計画となる「第三次すみだ環境の共創プラン（以下「共創プラン」という。）」を策定する。

策定に当たっては、本区におけるCO₂排出量やエネルギー消費量など、環境に関する多岐にわたるデータの分析や課題の整理をするための基礎調査等が必要であり、環境分野における豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による専門的な支援を求めるため、プロポーザル方式により策定支援業務の受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

なお、共創プランは、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「墨田区地域気候変動適応計画」を包含するものとして策定する。

2 業務概要

(1) 件名

第三次すみだ環境の共創プラン策定支援業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 提案限度価格

11,000,000円（税込）

4 参加資格

事業者が本プロポーザルに参加するための資格は次の各号を全て備えることを要件とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に、地方自治体が発注した同種業務（環境基本計画の策定・改定等の業務）の受託実績を有していること。

5 プロポーザルに係る日程

項番	手続き等	期限等
1	公募開始・実施要領等の配布	令和7年2月3日（月）
2	質問書の提出期限	令和7年2月7日（金）
3	質問に対する回答	令和7年2月10日（月）（予定）
4	参加申込書等の提出期限	令和7年2月17日（月）
5	1次審査（書類審査）結果通知	令和7年2月21日（金） 予定
6	本審査（プレゼンテーション）実施	令和7年2月27日（木） 予定
7	結果通知発送	令和7年3月上旬
8	契約の締結	令和7年4月上旬

6 実施要領及び必要書類の掲載

（1）配布日

令和7年2月3日（月）から令和7年2月17日（月）まで

（2）配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 本プロポーザルに関する質問

（1）令和7年2月7日（金）午後5時まで、この要領又は仕様書に係る事項について、質問（書式自由）を行うことができる。

（2）質問は、次のメールアドレス宛てのEメールにより行う。

メールアドレス KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp

（3）区は特別な事情が認められる場合を除き、参加予定者全員に、質問者名を伏せた上で回答を行う。

8 参加申込書等及び企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）

※会社案内のパンフレットがあれば添付すること。

ウ 業務実績一覧（様式3）

エ 担当技術者の経歴（任意様式）

※配置予定技術者について、経歴及び業務実績を記載すること。

オ 企画提案書（任意様式、A4判）

カ 見積書（任意様式）

※提案限度価格内とし、内訳を明示すること。

（2）提出部数

ア・イ 1部（正本）

ウ～カ 9部（正本1部、副本8部）

※副本は、会社名及び会社を特定する事項をすべてマスキング処理すること。

（3）企画提案書の内容

企画提案書の記載事項は、別紙・仕様書に基づくものとし、次の事項については、必ず記載すること。

- ア 本業務の実施方針
- イ 本業務の工程及び実施体制
- ウ 仕様書の委託内容に記載された業務の実施方法
- エ その他、委託内容から考えられる貴社独自の提案など

※提案限度額内で実施可能なものに限る。

(4) 提出

令和7年2月17日（月）午後5時（厳守）

(5) 提出方法

郵送（必着）又は持参によること。

※郵送による事故については、区は一切責任を負わない。

9 選定方法

本区職員で構成する選定委員会によるプレゼンテーション審査にて、以下のとおり受託候補者を選定する。

令和7年2月18日（火）から2月20日（木）まで1次審査（書類審査）を行う。

1次審査（書類審査）通過事業者は、令和7年2月27日（木）に行う本審査（プレゼンテーション&ヒアリング）に進むこととする。本審査は、企画提案内容に関するプレゼンテーション（15分以内）及び選定委員会によるヒアリング（10分程度）により行い、実施時間や場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

10 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
業務遂行能力	・ 本区の特性や本業務の目的・内容を理解したうえで、適切な提案になっているか ・ 業務に取り組む熱意や強い姿勢は感じられるか
本業務の実施体制	・ 業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識と経験を有する人材が配置されているか
業務実施の工程	・ スケジュール、作業項目及び作業期間等が具体的に提示されており、作業工程や内容等が適切であるか
基礎調査・分析の手法	・ 区の課題やその課題に関するデータを分析・整理し、区と区民が共有する資料として優れた提案がなされているか
経費の妥当性	・ 本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか
事業者に関する審査項目	・ 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか
業務実績に関する審査項目	・ 本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか

1 1 事業者の選定

審査結果については、別途、通知する。審査結果の異議申立ては受け付けない。

1 2 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和 39 年墨田区規則第 11 号）に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1 3 その他

(1) 区は、今回の事業者選定の目的以外には応募書類等を使用しない。また、応募書類等は、参加者への返却は行わない。

(2) 参加者及び参加予定者がプロポーザルに参加し、又は参加するための準備に要した費用は、参加者又は参加予定者が負担する。

(3) 区は、採用された企画提案書の内容について、選定委員会における審査結果に抵触しない範囲で事業者と協議のうえ、変更することができる。

(4) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 実施要領に定める手続を遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 4 問合せ・提出先

墨田区資源環境部環境政策課環境政策担当

担当 野村・松本

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所12階）

電話：03-5608-6209 FAX：03-5608-1452

メールアドレス：KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp